

新丸山ダムの建設に関する基本計画の変更に対する意見について

特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）第四条第四項の規定により、新丸山ダムの建設に関する基本計画を一に掲げるとおり変更することについては、二に掲げる附帯意見を付した上で異議がないものとする。

令和六年六月十八日提出

岐阜県知事 古田 肇

一 変更の内容

1 建設に要する費用の概算額

旧 約二、〇〇〇億円

新 約四、一〇〇億円

2 工期

旧 昭和五十五年度から平成四十一年度までの予定

新 昭和五十五年度から令和十八年度までの予定

二 附帯意見

- 1 新丸山ダムの建設は、昭和五十八年の大水害を踏まえ、下流を洪水被害から守る事業であることから、安全第一のもと、更なる工期短縮に最大限努め、早期完成を図ること。
- 2 事業の実施に当たっては、県財政への影響にも鑑み、最新の知見や技術を取り入れ、不断のコスト縮減及び事業予算の平準化に最大限努めること。
- 3 地元の意向を尊重し、周辺道路の早期整備に努めるなど、水源地域の整備と振興が着実に進められるよう、より一層協力すること。
- 4 工期延伸について、地元住民へ丁寧の説明すること。

